

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年2月5日(金)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村	田	正	己	
2番	山	口	吉	広	
3番	久	乗	清	和	
4番	上	田	幸	子	
5番	上	田	隆	健	
6番	中	村	日	出	美
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	石	塚	義	博	
10番	辻	村	忠	雄	
11番	南		和	弘	
12番	芳	川	清	志	
13番	林		勉		
14番	森		一	博	
15番	井	上	文	彦	
16番	神	原	均		
17番	内	田	孝	司	
18番	川	嶋	久	治	
19番	吉	田	武		
20番	林		吉	一	

4. 会議録署名委員 3番 久 乗 清 和
 4番 上 田 幸 子

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	田 口 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀

6. 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について（3条許可）
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（納税猶予（入口））
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について（4条届出）
報告第2号	農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について（賃貸借合意解約）

7. 会議の経過

(事務局長)

皆さま、こんにちは。それでは、定刻となりましたので令和3年第2回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる1月26日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略させていただきます。

5番 上田隆健委員

7番 田中会長

9番 石塚委員

13番 林勉委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可) 4件

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について(納税猶予(入口)) 1件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) 5件

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について(4条届出) 1件

報告第2号 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について(賃貸借合意解約) 1件

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。3番の久乗委員、4番の上田

(会長)

幸子委員、よろしく願いをいたします。

それでは、議案書に基づきまして議事のほうを進めてまいります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

それでは議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号1から受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ

ます。

(会長)

それでは議案第1号受付番号1と受付番号2につきましては、譲受人が同じ方ですので、まとめて審議をいたしたいと思えます。事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは議案第1号受付番号1につきましては議案書1ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。本件につきましては、子どもさんに生前贈与されるというような案件でございます。

(内田裕夫職務代理 午後1時36分 退室)

(事務局)

こちらの議案書1ページに記載のとおりですね、耕作面積が譲渡人、譲受人、全く同じ数字となっております。こちらは同一経営世帯と、同一経営家族というような、家族間での生前贈与ということでございます。お住まいがですね、●●●と●●と、違うわけでございますけれども、どこの範囲までが同一経営家族というふうにいえるかどうかということについての

(事務局)

説明を補足でさせていただこうと思います。皆さまのお手元にお配りしております参考資料と書かれた、参考資料令和3年2月総会、左肩にホッチキス留めをさしていただいておりますが、全部で3枚ものですが、1枚めくっていただいたら、ちょっとすみません、向きが横になっておりますけれども、「世帯員の定義規定の改正」と書かれた資料でございます。こちらの改正がありましたのが、平成21年の時なんです、平成21年の改正によりまして、世帯員の範囲が広がっております。

(内田裕夫職務代理 午後1時38分 入室)

(事務局)

こちらの資料の左下、「改正の趣旨・内容」のところに下線を引かしていただいております。こちらを読ましていただきますけれども、「世帯員は、家族農業経営における重要なメンバーとして位置付けられ、農地の権利取得の許可においては」、農地法の3条ですね、農地法3条においては、「許可申請者だけでなくその世帯員を含めて許可要件に該当するか否かが判定される」ということでございます。申請者だけでなく家族全員ということでございます。右側のほうに移りますけれども、世帯員の範囲につきましては、平成21年の改正前につきましては、「生計を一にする同居者に限られていた」ということでございますけれども、最近の農業後継者の実態として、結婚した場合、近所には住んでいても、親世代とは同居しないとかいうようなかたちですね、離れて暮らすような場合も出てきたと、「同居及び生計を一にする親族以外の家族農業経営従事親族」、一緒に住んでなくても一緒に農業をしてるような親族の場合については同一経営家族と、そこに含めるということになりました。法律の条文にありますとおり、どこまでやということとは、2親等まで、孫の代までですね、こういうふうなかた

(事務局)

ちになっておるところでございます。

またすみません、議案書のほうに戻りまして、受付番号1につきましては、共有地につきまして、こちらを子どもさんに生前贈与される案件でございます。

続いて、受付番号2につきましては議案書次のページ、2ページをご覧下さい。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらは単独名義の土地を子どもさんに生前贈与される案件でございます。

農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、次の議案書3ページをご覧下さい。記載のとおりでございます。

なお、所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページと2ページ、こちらのほうをご覧下さい。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第1号受付番号1とですね、受付番号2の説明が事務局からありました。この件につきまして、補足説明を含めましてですね、何かご意見ご質問はございませんか。

生前贈与ですけど、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号1と受付番号2に許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号1と受付番号2について許可することに決定をいたします。

続きまして受付番号3につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号3につきましては議案書4ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。先ほどの家族と同一家族でございますが、こちらのほうは、配偶者に生前贈与されるというような内容となっております。

また、農地法第3条調書につきましては、議案書次のページ、5ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真3ページをご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号3につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

先ほどと同じく生前贈与です、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号3に許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号3については許可することに決定をいたします。

続きまして受付番号4について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号4につきましては議案書6ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

また、農地法第3条調書につきましては、議案書次のページ、7ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。本件につきましては、この写真にもちらっと写っておりますが、このハウス、隣のハウスの持ち主の方がですね、買われるというよ

(事務局)

うな案件でございます。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、事務局から受付番号4の説明がございました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号4に許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号4につきましては許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予（入口）を議題といたします。

それでは、議案第2号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号3の案件につきまして、現地調査の結果を報告をさせていただきます。

本件該当地につきましては、特に問題のないものと思われます。

(会長)

それでは議案第2号受付番号3について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号3につきましては議案書8ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。弟さんが相続され、そのまま引き続き、農業を経営されるというような案件でございます。

(事務局)

また、相続人の農業経営の状況等及び入口の調書につきましては、議案書次のページ、9ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号3につきまして、何かご意見ご質問等ございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号3について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

それでは続きまして議案第3号に入ります。議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それでは議案第3号、受付番号まず2について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

それでは、議案第3号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、若干、草が生えておりましたが、借り手が容易に除草できるという程度であり、特に問題ないものと思われます。

(会長)

それでは次に議案第3号受付番号2につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号2につきましては議案書10ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書につきましては、次の議案書11ページをご覧ください。

なお、所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号2について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号2について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第3号受付番号3につきましては、●●委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限によりまして、退席をお願いいたします。

(●●委員 午後1時48分 退席)

(会長)

それでは議案第3号受付番号3につきましては、再度、調査員、現地調査の報告をお願いいたします。

(●●委員)

それでは、議案第3号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

(●●委員) 本件該当地につきましては、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長) それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 議案第3号受付番号3につきましては議案書12
ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおり
でございます。また、農業経営の状況等及び18条
調書につきましては、次の議案書13ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写
真の7ページとなっております。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第3号受付番号3につきまして、何かご意見ご
質問はございませんか。

よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号3に
ついて、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお
願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま
す。

(●●委員 午後1時49分 入室)

(会長) 続きまして議案第3号受付番号4から受付番号6
につきまして、再度になりますけど、現地調査の報告
をお願いをいたします。

(●●委員) それでは続きまして、議案第3号受付番号4から受
付番号6までの案件につきまして、現地調査の報告を
させていただきます。

(●●委員) 本件該当地につきましても、特に問題ないものと思われま

(会長) それでは議案第3号受付番号4とですね、受付番号5につきま

(事務局) 議案第3号受付番号4につきましては議案書14ページを

次に、受付番号5につきましては、同じく14ページの下側の表を

また、農業経営の状況等及び18条調書につきましては、議案書、

(会長) ただ今、議案第3号受付番号4と受付番号5につきまして、事務局

借り手の方が同じ案件です、よろしいですか。それでは、特に

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号4と受付番号5

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

次に議案第3号受付番号6につきましては、議案書の後ろのほう

(会長)

いて、受付番号1ですね、と関連する内容でありますのでまとめて、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号6について、説明をさせていただきます前に、報告第2号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号1を先に報告させていただきます。

報告第2号受付番号1につきましては、議案書、最終のページになりますが19ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております、こちら、上にありますように合意解約する契約の内容といたしまして、●●●●の4つの農地をですね、●●さんが借りておったところですが、この度、合意解約がなされるということでございます。下から二つ目の米印にもありますように、解約後の土地の利用方法ということで、ここに書いてあるとおりですね、●●●さん、弟さんのほうに貸されるということです。お兄さんが借りておられた土地を弟さんが借りるというようなかたちになっておりまして、いったん、こちらで合意解約がなされております。

こちらの所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。こちらの農地でございます。

本件につきましては、令和3年1月26日付で会長専決をいたしまして、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

それでは、議案第3号受付番号6のほうに戻らせていただきます。こちらにつきましては議案書16ページでございます。内容につきましては、先ほどの4筆の農地を弟さんが借りられる内容となっておりますのでございます。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び18条調書につきましては、議案書次のページ、17ページをご覧ください。

(事務局)

所在地につきましては、先ほど説明いたしましたとおりですね、詳細地図及び該当農地の写真の9ページとなっております。

それでは会長よろしく申し上げます。

(会長)

審議案件議案第3号受付番号6ですね、審議案件の受付番号6と、報告第2号受付番号1につきましては、ただ今、事務局から説明がございました。この件につきまして、何かご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号6について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(事務局)

すみません。

(会長)

はい。

(事務局)

事務局から一点、補足の説明をさせていただきます。すみません、参考資料、先ほど見ていただきました参考資料ですね、令和3年2月総会と書かれた資料のほうを再度見ていただけたらと思うんですが、こちらの資料の最後のページ。下に書いてますが、2ページ目、令和元年第9回久御山町農業委員会全員協議会のほうで、決まった内容でございます。これを参考までにご説明させていただきますけれども、四角で囲ったところでございます。今回のような、同一の農地に対してですね、同時に許可申請、今回でしたら利用権設定と届出、今回でしたら合意解約がなされた場合の取扱いについてどうするんやということでございます。ここでは事務局案となっておりますが、もうこの案が

(事務局)

とれておりまして、現在、この取扱いになっております。許可申請、利用権設定につきましては25日の現地調査を実施し、合意解約、届出の案件、報告案件につきましては地元委員への照会を行い、通常は確認いただいております。ただ、同時に申請があった場合に限りですね、地元委員への照会を行わず、25日の現地調査において、両案件を確認すると、このような取扱いをしておりますので、報告させていただきます。補足説明でございます。

(会長)

ただ今、事務局のほうから補足説明がございました。よろしいですか。もう一度、ご確認のほうをよろしくお願いをいたします。

それでは本日、予定をしておりました審議の案件は全て終わりたいと思います。これより報告に入ります。

それでは報告第1号受付番号1農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出についてを事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号1につきましては議案書18ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。集合住宅が建築なされる内容となっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真10ページをご覧ください。

本件につきましては、令和2年12月24日付けで会長専決いたしましたして、届出者に対しまして受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号1ですね、の報告が事務局からありましたけれども、この件につきまして、何かご意見等ございますか。

よろしいですか。特にご意見ご質問等ないようでございますので、本日、予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後1時58分 終了
